

学校いじめ防止基本方針

北海道七飯高等学校

1. 基本的な考え方

いじめ問題は、人権に関わる重大な問題であり、決して「許されない・許さない」という毅然とした学校の姿勢が大切であり、「早期発見・早期対応」の取り組みが極めて重要である。

- (1) いじめ問題の解決のためには、いじめの事実の詳細かつ冷静で正確な把握が何よりも重要になる。
- (2) 事件が発生した場合は担任や学年のみの対応とせず、確認されたいじめの事実を学校全体で共通理解し、学校を挙げた取り組みを強化する。
- (3) いじめは、表面上解決されたように見えても、陰で執拗に繰り返される例が多々ある。学級担任だけでなく教科担任や部活動顧問など、数多くの眼で長期的に注視し、情報交換や連携が重要となる。

2. いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

※けんか等を除く。

3. いじめの予防

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる。特に「暴力を伴わないいじめ」においては、すべての生徒が、被害者にも加害者にもなりうると考えてよい。また、このようないじめは目につきにくく、発見してから対応するという姿勢では、手遅れになりかねない。全生徒を対象とした、未然防止の取り組みを行うことが、合理的で有効な対策といえる。

基本となるのは、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校である。そこに集団の一員としての自覚が生まれ、互いを認め合うことのできる人間関係が作り出されていくことが、予防の第一歩である。

- (1) 「わかる授業～すべての生徒が参加できる授業～づくり」に取り組む。
- (2) 規律ある授業に心がける。
- (3) 教師による不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を慎む。

4. いじめの早期発見

いじめは、決して許されないことであり、また、どの学校にも起こりうるものである。いじめにより生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している昨今、この問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。そのためには、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保たなくてはならない。

生徒が示す変化や信号を見逃さないために、以下のことに注意する。

- ・遅刻・欠席が増え、その理由が不自然である。
- ・元気がない。
- ・体調不要を訴え、トイレや保健室に行きたがる。
- ・授業中の発言が減る。
- ・特定の生徒の個人名が、脈絡もなく上がるようになる。
- ・生徒達の中に、妙なあだ名が広まる。
- ・休み時間など、今までと違うグループに入っている。
- ・一人で、みんなと離れた場所にいる。
- ・急いで帰るようになる。
- ・用もないのに遅くまで学校にいる。
- ・教科書や筆入れなどがなくなる。
- ・特定の生徒から、周りの者が頻繁にものを借りるようになる。
- ・休み時間や放課後の黒板に、生徒の名前あるいは特定生徒を示すあだ名や言葉が書かれる。
- ・席替えの時、特定の生徒の近くの席を気にする者がいる。
- ・他人の書いた落書きが机や椅子にある。

5. いじめへの対応

いじめの疑いがある行為が発見された場合、『いじめ防止委員会』がいじめとして対応すべきかどうかを判断する。

いじめであると判断された場合、『いじめ防止委員会』が対応策を計画し、問題の解消にあたる。

その際、以下のことに留意する。

(1) 生徒への対応

[いじめられている生徒]

いじめられている生徒の立場に立って、継続的な支援を行う。

[いじめた生徒]

いじめは決して許されないという毅然とした指導を行う。その上で、いじめた生徒の内面の理解に努め、問題の再発を防ぐよう、人間的成長を促す指導をめざす。

[周りで見ていた生徒]

いじめ現場の周りにいた生徒に対しても、事の重大性をしっかりと認識させる。

(2) 保護者への対応（複数の教員で対応する）

[いじめられた生徒の保護者]

学校として全力を尽くして解決にあたるという誠意を示し、安心感を与えられるようにする。

[いじめた生徒の保護者]

事実を把握した後、面談し、丁寧に説明する。

6. ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、

「文字や画像を使い、特定の人物の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」

「特定の人物に成りすまして社会的信用を貶める行為をする」

「掲示板等に特定の人物の個人情報に掲載する」

などといった行為であり、犯罪行為である。

(1) 予防

- ・「情報」「公民」「家庭科」をはじめとする教科指導。
- ・講演の実施。
- ・保護者への呼びかけ。

(2) 対処

ネットパトロールや、被害者の訴え、周りの生徒からの情報によって把握。

↓

状況を確認し、対処。

↓

※書き込みの削除等。

いじめの疑いがある場合は、『いじめ防止委員会』に報告。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

- ① 生徒が
 - ・身体に重大な障害を負った
 - ・高額の商品を奪い取られた
 - ・精神性の疾患を発症した
 - ・自殺を企図した

- ②
 - ・年間30日程度以上の欠席がある。

※連続して欠席する場合（状況によって判断）

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8. いじめ防止委員会の構成

生徒指導部長、生徒指導部教員、当該学年主任、担任、養護教諭、教頭をもってする。